6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshiaki Morikita Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Matsudo national government building for minisry of justice.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 29 July 2013.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 8 October 2013 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 8 October 2013).
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

○第２号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　中部横断一色トンネル工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　自）山梨県南巨摩郡身延町一色至）山梨県南巨摩郡身延町下田原
⑷　工事内容　工事延長Ｌ＝約850ｍ・一色トンネル（ＮＡＴＭ）Ｌ＝685ｍ　内空断面積約78㎡（最大203㎡）掘削・支保工（機械掘削）Ｌ＝約50ｍ（発破掘削）Ｌ＝約635ｍ　掘削補助工（注入式ＦＰ、ＡＧＦ＋ウィングリブ、ＡＧＦ）１式　覆工コンクリート・防水工　インバート工　Ｌ＝約685ｍ　坑門工１箇所　仮設工１式　道路土工１式　擁壁工１式　法面工１式　坑口斜面安定対策工１式　付属物設置工１式　排水構造物１式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成28年５月31日まで。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約9,400㎥、鉄筋　約410ｔ
⑺～⑿　第１号１⑺～⑿に同じ
⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は甲府河川国道事務所のホームページにより公表する。
⒁　本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。ただし、契約締結日により工期が180日以下となる工事は、本項の試行対象工事としない。
⒂　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
　本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（関東地方整備局ホームページhttp://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000041.html）に基づき行うものとする。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
⒃　第１号１⒁に同じ
⒄　本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者及び施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的及び設計思想・条件等の情報の共有並びに施工上の課題並びに新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議」の設置対象工事である。
⒅　本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と施工者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計変更審査会」の設置対象工事である。
⒆　第１号１⒂に同じ

2　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年６月26日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から中部横断一色トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。
①　第１号２⑴に同じ
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
④　第１号２⑷に同じ
⑤　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
　㋐　ＮＡＴＭによる道路又は鉄道トンネルであること。
　㋑　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）が80㎡以上、かつ同一トンネルにおいて掘削延長が500ｍ以上の工事であること。
　ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。
　なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐、下記㋒の施工実績を有すること。
　ただし、上記㋐、下記㋒は同一工事であること。
　特定建設共同企業体にあっては、代表者が上記㋐、㋑の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐、下記㋒の施工実績を有すること。
　ただし、上記㋐、下記㋒は同一工事であること。
　㋒　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）が80㎡以上の工事であること。
　また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑥　第１号２⑹に同じ
⑦～⑧　第１号２⑻～⑼に同じ
⑨　第１号２⑾に同じ
⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
　なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。
　また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　１人の者が、平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑴⑤㋐、㋑に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。